

[事案 27-67] 契約無効請求

・平成 27 年 10 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から、「元本」が目標値を達成すれば運用成果を確保できると説明されたことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した外貨建変額個人年金保険について、以下の理由により、契約の無効ならびに既払込保険料の返還およびこれに対する利息の支払いを求める。

- (1) 募集人（銀行員）から、具体的な金額を提示された説明を受けていない。
- (2) 募集人は、「元本」が目標値を達成すれば運用成果が確保できると説明し、パンフレットでもそのように表示している。
- (3) 目標値については、他の契約の多くは一定期間内に達成しているので、預金の全部を保険料として払い込んでも大丈夫、との説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の目標到達は解約返還金額で判定することとし、解約返還金額の円換算額が目標値に到達した場合に円貨建年金保険に移行することは、商品パンフレットに記載されている。
また、契約時には商品パンフレットにより、目標到達は解約返還金額で判定すること、解約返還金額が解約控除を差し引いて算出されることを説明している。
- (2) 募集人は将来の運用見通しとして「目標値をすぐに達成する」等の断定的説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、目標値到達の判定や見通しに関する募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、契約の無効ならびに既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。

- (1) 為替や市場価格調整の影響等により、解約金の円換算額等に関する具体的な金額の説明は不可能であり、これを問題とすることはできない一方、申立人はパンフレットにより本契約の内容を理解することが可能であった。
- (2) 募集人が、説明資料であるパンフレットの記載に反し、目標値の判定方法について「元本」を基準とすると説明したとは認められない。
- (3) 事情聴取によると、募集人が、目標値到達の見通しについて断定的な説明を行った、あるいは、預金の全部を保険料として払い込んでも大丈夫と説明したとは認められない。